

2練教こ保第712号
令和2年5月27日

保護者の皆様へ

練馬区教育委員会事務局こども家庭部
保育課長 宮原 正量
(公印省略)

緊急事態宣言の解除に伴う保育の利用および 保育料等の取扱いについて

日頃より練馬区の保育行政にお力添えをいただき、真にありがとうございます。
東京都内における新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が、解除されました。これを受け保育施設については通常の保育体制に向け、各種準備を整えてまいります。

一方、練馬区では、4月20日付通知文で、6月末までの自粛要請を行っているところですが、感染症の予防および感染拡大の再発を見極める必要があることや、園生活が通常に戻る過程にある程度の時間が必要ととらえ、引き続き6月末までの間ご家庭での保育が可能な場合には、利用自粛継続へのご協力をお願い致します。

なお、7月以降の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染症の状況により判断をしたらうえて、6月の中旬頃にお知らせいたします。

取扱いが変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

内容の変更等があった場合は、区ホームページ等で改めてお知らせ致します。

記

この二次元コードを読み込むと区ホームページの以下のページにアクセスできます。

(練馬区) トップページ>子育て・教育>子育て>保育が必要なとき



1 自粛要請中の施設の利用について

(1) 保育利用届出書の提出が必要な方

現在、登園自粛をしていて、6月30日までに保育利用の開始を予定している方

※ 一度ご提出いただいている方は提出不要です。

※ 7月1日以降に、保育利用の開始を予定している方についても提出不要です。

(2) 提出方法

ア 提出先 在籍している施設

イ 提出日 施設の指定する日までに事前提出

※ 指定する日は、施設にご確認ください。

※ 保育体制の確保や給食の手配などのため、事前連絡にご協力ください。

ウ 「保育利用届出書」は区ホームページからダウンロードすることができます。

(裏面に続きます)

2 保育料および利用の取扱いについて

※ 練馬区民に限ります。練馬区外にお住まいの方は、お住まいの区市町村へお問合せください。

No	事由	利用	保育料（4月～6月）
①	外国政府による日本への渡航制限、令和2年2月1日以降の日本国政府による入国制限等により日本に帰国または入国できない。または、入国後に隔離措置を受けている。	入園内定の取消しや、利用の解除は行いません。	<u>4月分より月額保育料を利用日数に応じて日割り計算します。</u> <u>(月極利用の延長保育を含む)</u> ※4/13～30日まで1日も利用しなかった方は、4月分の保育料全額免除
②	児童本人または同居親族等が、新型コロナウイルス感染症に伴い医療機関に入院、もしくは保健所等の公的機関から自宅療養または自宅待機の要請を受けている。		
③	在籍する保育所等が新型コロナウイルス感染症に伴い臨時休園をしている。		
④	新型コロナウイルス感染症に関連して、育児休業期間を延長している。		
⑤	新型コロナウイルス感染症に関連して、自己都合によらない理由により退職した、または就職の内定を取り消された。		
⑥	①から⑤まで以外に、新型コロナウイルス感染症に関連して、登園を自粛している。		

- 4～6月分の保育料については日割り計算をしますが、保育利用日数を確認できるのが翌月となるため、**保育料は毎月、月額が引き落とされます。**
- 保育利用日数の確定後、日割り計算をします。過納額(月額保育料との差額)は、7月以降の保育料への充当を予定しています。
- 保育料免除または減額通知は、以下のとおり発送予定です。
4～5月分…7月中旬頃
6月分…8月中旬頃
- ④に該当する方で保育園に内定され、育児休業からの復職を予定されている方の復職期限は7月末までです。復職日から14日以内に「復職証明書」を提出してください。

※ 小規模保育施設、家庭的保育者、事業所内保育施設をご利用の方は、各施設(事業者)にお問い合わせください。

※ 練馬区外にお住まいの方は、取扱いが異なる場合がありますので、お住まいの区市町村へお問合せください。

【お問い合わせ】(平日の8:30～17:15)

- 保育利用届出書について

公立保育所担当係(直営園)	電話:03-5984-5842
運営支援担当係(委託園)	電話:03-5984-1071
私立保育所係	電話:03-5984-1634
地域型保育事業係	電話:03-5984-5845
- 利用の取扱い、保育料について

保育認定係	電話:03-5984-1479
-------	-----------------